

6 ステップ3 識別したものの対応づけ

ステップ3では、下記の対応関係を記録します。

- ①-1 素畜ロットとその出元（出生元または導入元）
- ①-2 飼料・医薬品ロットと入荷先
- ②-1 素畜ロットや飼料・医薬品ロットと飼育ロット
- ②-2 飼育ロットと生産物ロット
- ③ ロットと出荷先

これにより、回収や原因究明の対象を絞り込むようにしましょう。

ステップ3

「識別」とは、ロットや個体を特定できることです。具体的には、識別単位（ひとまとめにして管理する単位）を定め、その単位となるロットや個体に、ロット番号など固有の識別記号をつけることによって、識別が可能になります。

「対応づけ」とは、「ものともの」や「ものと事業者」などの対応関係をわかるようにすることです。具体的には、入荷品（原料）とその入荷先、原料と製品、製品と出荷先といった対応関係がわかるようにすることです。「紐づけ」「リンク」と呼ばれることもあります。

事業所が複数ある場合、入荷した場所と出荷した場所が違う場合は、事業所間の移動も含めて、事業者全体として入荷した単位と出荷した単位の対応がわかるようにします。

①-1 素畜ロットとその出元（出生元または導入元）の対応づけ



【内容】 素畜ロットとその出元（出生の記録や素畜の入荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】 • 素畜ロットに、出元に由来する問題が疑われる場合、原因を調査しやすくなる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

①-2 飼料・医薬品ロットと入荷先の対応づけ



【内容】 飼料・医薬品ロットと入荷先（入荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】 • 入荷品に由来する問題が生じたとき、その入荷ロットに絞って入荷先に原因究明を依頼できる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

**②-1 素畜ロットや飼料・医薬品ロットと
飼育ロットの対応づけ（内部トレーサビリティ1）**



【内容】 飼育ロットを、どの素畜ロットで構成し、どの飼料や医薬品を与えたか、対応関係がわかるよう記録する。

**②-2 飼育ロットと生産物ロットの対応づけ
(内部トレーサビリティ2)**



【内容】 飼育ロットと生産物ロットとの対応関係がわかるよう記録する。

【効果】

- 飼育動物、飼料・医薬品に由来する問題が生じたとき、その飼育動物や飼料・医薬品を使った畜産物のロットを特定でき、それだけを撤去・回収できる。問題のない畜産物の回収を行わずに済む。
- 出荷した畜産物に問題があることがわかったとき、その畜産物のロット番号を手がかりに飼育管理の記録等を調べることができ、問題の発生箇所の特定や原因究明がしやすくなる。
- 消費者を含む関係者に、飼育動物や生産物の正確な情報を提供できる。

該当業種=②-1は、すべての業種（畜産業）

②-2は、酪農業、養鶏業（鶏卵）

③ロットと出荷先の対応づけ



【内容】 ロットと出荷先（出荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】

- 回収が必要な場合、問題のあるロットの出荷先に絞って依頼できる。
- 出荷先から、納品日しかわからない出荷物について問い合わせがあつたとき、記録されたロット番号を手がかりにすぐに飼育管理の記録や生産物ロットに関する記録などを調べることができる。

該当業種=すべての業種（畜産業）

6.1 素畜ロットとその出元(出生元または導入元)の対応づけ

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



素畜ロットとその出元（出生元（母牛や母豚）または導入元）の対応関係がわかる記録様式を作成し、保存します。

(1) 記録様式の作成・決定

ステップ1の「出生の記録」(p10)には、すでに出生元が記録されているので、それによって素畜ロットの出生元が特定できます。

ステップ1の「入荷の記録」(p12)には、素畜の導入元が記録されているので、それによって、素畜ロットの導入元が特定できます。確認ができれば、新たな記録は必要ありません。

(2) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

6.2 飼料・医薬品ロットと入荷先の対応づけ

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



飼料・医薬品ロットと入荷先の対応関係がわかる記録様式を作成し、保存します。

(1) 記録様式の作成・決定

ステップ2の飼料・医薬品ロットの「入荷の記録」や「管理記録」(p25)には、すでに入荷先が記録されているので、それによって入荷ロットの入荷先が特定できます。確認ができれば、新たな記録は必要ありません。

(2) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

6.3 素畜ロットや飼料・医薬品ロットと飼育ロットの対応づけ (内部トレーサビリティ1)

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



飼育ロットと、その元になった素畜ロットや与えた飼料・医薬品ロットとの対応関係がわかるように記録します。

飼料・医薬品については、法令で、使用した年月日、場所、対象動物の種類、名称、使用量等を帳簿に記載するよう努めています。

飼料については「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の別表第1の1(3)カ、医薬品については、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」の第4条に記載されています。

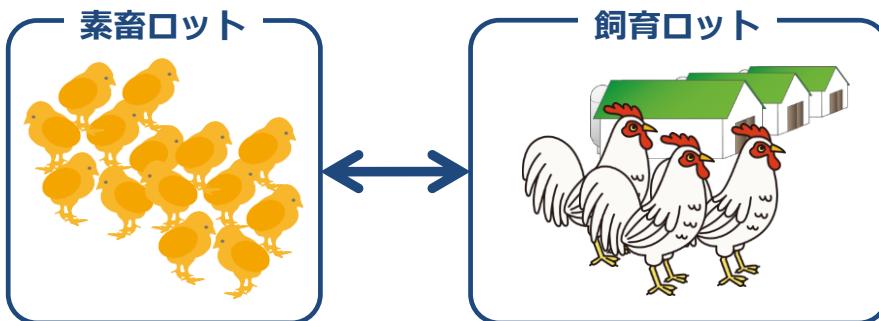
(1) 素畜ロットと飼育ロットを対応づける方法の検討

飼育ロットと、その元になった素畜ロットを対応づける方法を、検討します。

ステップ3

最も基本的な対応づけは、次のようなものです。

- 飼育ロット番号に、その元になった素畜ロット番号を対応づける。



(飼育ロットの組換えがある場合)

飼育期間中に飼育ロットを組み替える場合、元のロットと新しいロットとの対応関係を記録しましょう。

新しい飼育ロット番号に、その元になった飼育ロット番号（1つまたは複数）を対応づけます。

牛の場合

- 牛は個体識別されているので、新しい飼育ロットと個体識別番号を対応づけるとよいでしょう。

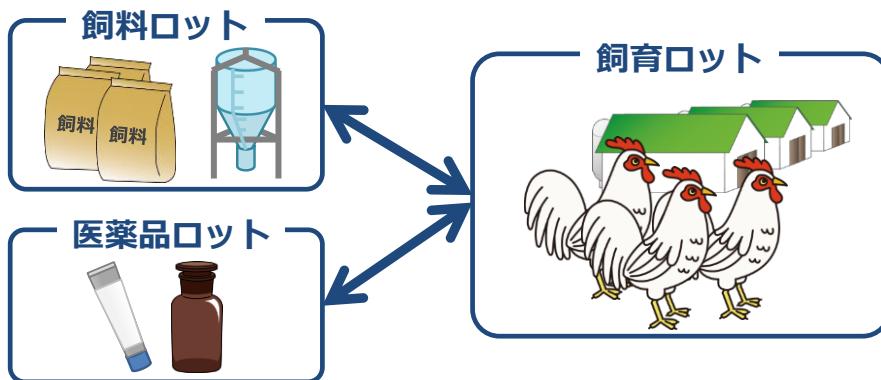


(2) 飼育ロットと飼料・医薬品ロットを対応づける方法の検討

飼育ロットと飼料・医薬品ロットを対応づける方法を検討します。

最も基本的な対応づけは、次のようなものです。

- 飼育ロット番号に、飼育時に投えた飼料や医薬品のロット番号を対応づける。



※飼料ロット番号とは、5.2で解説した、入荷した飼料に割り当てたロット番号です。飼料メーカーが定めたロット番号である必要はありません。医薬品ロット番号も同様です。

より簡便な方法として、飼料・医薬品ロットごとの利用開始日と利用終了日を記録する方法があります。飼育管理の記録に飼料・医薬品ロット番号を記載しなくても、飼料や医薬品の品名と利用日を記載すれば、その飼育ロットにどの飼料・医薬品ロットを利用したか、特定できます。

(医薬品が獣医師またはその指示により投与された場合)

医薬品について、獣医師が治療を行った場合は、獣医師が記載する診療簿や使用基準が設定されている医薬品の使用に関する帳簿の控えをもらい、飼育ロット番号を記載する、飼育管理の記録に添付することで、飼育ロットと対応づけることができます。

畜産業者が獣医師から交付される指示書をもとに医薬品を投与した場合は、指示書の使用者控を活用して、飼育ロット番号を記載し対応づけることも可能です。

(飼料をサイロやタンクに継ぎ足して給餌する場合)

バルク単位で仕入れた飼料を、直接飼料用タンクに搬入する際、以前に搬入した飼料が残っていて、継ぎ足す場合があります。

その場合でも、飼料ロットの入荷の記録に、入荷日、数量とともに、どのタンクに入荷したか記載があれば、飼育管理の記録を照合することで、入荷した飼料がおおよそどの飼育期間に与えられたか、把握することができます。

以上のこと考慮して、みずからにとって合理的な対応づけの方法を決めましょう。



One Point!

【放牧する場合】

飼育動物を放牧する場合は、放牧期間、牧区と放牧をした飼育ロットの対応関係を記録しておきましょう。



One Point!

【飼料をみずから調製・配合する場合】

仕入れた飼料原料またはみずから生産した牧草・穀物等の原料をもとに、畜産業者自身が飼料を調製・配合している場合（サイレージの調製、食品残さの乾燥・調製、飼料原料の配合を含みます）には、飼料原料のロットと飼料ロットの対応関係がわかるように記録するのが基本です。これにより、「トレーサビリティが問われた事例」(p1) のような事故が起きた場合、事業者側の損害を抑えることにつながります。

なお、飼料の自家配合等をする場合であっても、反復継続する意思をもって行う場合は、飼料の製造業者にあたるため、法令に従い、混合した飼料の製造の記録に取り組む必要があります（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第72条）。

ステップ③

牛の場合



- BSE の発生を防止するため、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」では、反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿）には、動物由来たん白質が含まれている飼料を給与することが禁止されています。

酪農業、肉用牛生産業で、反すう動物以外の畜種を同じ農場内で飼育している場合には、牛に動物由来たんぱく質が含まれていない飼料を与えるよう注意するとともに、飼育ロットに正しい飼料を給餌したことを記録に残しましょう。

(3) 記録様式の決定

上記で検討した対応づけの方法にもとづき、素畜ロットや飼料・医薬品ロットと飼育ロットの対応関係がわかる記録様式となっているかを確認します。

例1) 飼育ロットごとの飼育管理の記録を利用する場合

以下の項目を記録できるようになっているかを確認します。

- ・飼育ロット番号
- ・元になった素畜のロット番号とその数量
- ・与えた飼料・医薬品のロット番号とその数量、与えた日

※飼料・医薬品ロットごとの利用開始日と利用終了日を記録する簡便な方法を実

施している場合は、飼料・医薬品ロット番号の部分に、飼料や医薬品の品名を記載しましょう。

例2) 入荷ロットごとの受け扱い台帳を利用する場合

以下の項目が記録できるようになっているかを確認します。

- ・飼料・医薬品のロット番号
- ・与えた動物の飼育ロットの番号と、与えた飼料・医薬品の数量、与えた日

牛の場合

- ・牛は個体識別されており、個体ごとに診療や治療を行うので、個体識別番号に医薬品ロットを対応づけて記録するのが合理的です。



牛の場合 (酪農業)

- ・酪農業において、乳用牛と飼料・医薬品ロットを対応づける際に、「生乳生産管理チェックシート」の『飼料給与記録表』や『動物用医薬品等の投与記録』、『乾乳軟膏の使用記録』などを活用するといいでしょう。

(4) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。



One Point!

【廃棄の記録】

動物の処分や、飼料・医薬品を廃棄するときにも、いつ(日付)、何を(品名、わかる場合にはロット番号)、どれだけ(数量)廃棄したかわかるよう、記録を残しましょう。

基本 | 取組事例8：肥育素牛と飼育ロットの対応づけリストの作成

牛は、牛トレーサビリティ法に定められているとおり、個体識別番号を付与し、基本的には1頭ずつで管理が行われています。

肉用牛生産業の肥育農場Hでは、家畜市場等から肥育素牛を導入し、肥育しています。同時期に導入した肥育素牛は、肥育段階に応じて複数頭ごとに牛房へ分けて、飼育ロットを設定し肥育しています。肥育段階ごとの飼育ロットと素畜を対応づけるために、飼育ロットと牛房番号、そのロットに含まれる素畜の個体識別番号を記録し、パソコンの表計算ソフトに入力して管理をしています。

	A	B	C	D	E	F	G
1	牛管理番号	個体識別番号	導入日	導入舎	育成舎	仕上舎	飼育日数
2	3533	*****-****-1	H26.12.15	3-10	3-19	10-15	426
3	3534	*****-****-0	H26.12.15	3-08	3-11	10-12	426
4	3535	*****-****-1	H26.12.15	3-12	3-17	8-12	426
5	3536	*****-****-2	H26.12.11	3-12	3-17	8-12	422
6	3537	*****-****-1	H26.12.11	3-17	4-05	8-08	422
7							

課題
対応

取組事例⑨：飼育ロットの組換えと素畜ロットとの対応づけ

【適用対象】飼育ロットの組換えがある畜種の畜産業者

<課題>

養豚業は、離乳後の育成・肥育段階で飼育ロットを複数回組み替えて飼育する場合があります。その際、素畜ロットと飼育ロット、飼育ロットの組換え前後のロットの対応づけを行うためのロット番号の表示と記録が必要になります。

<対応>

養豚業の生産農場Ⅰは、繁殖から肥育まで一貫して行っています。同じ母豚から出生した子豚（腹単位）を素畜ロットとして識別するために、耳刻を入れています。離乳するまでは、基本的には素畜ロットの単位で飼育されます。離乳後、複数の素畜ロットが統合され、1つの豚舎で飼育されます。その際、どの素畜ロット番号（耳刻番号）の豚が何頭、どの豚舎に入ったか記録をします。そしてその後、肥育段階で飼育ロットが組み替えられる際は、組み替え前後の豚舎番号が記録され対応づけられます。

飼育ロットと飼料ロットの対応づけは、豚舎単位で記録されます。

飼育ロットは、「育成舎移動記録」によりどの素畜ロットから構成されているか対応づけられており、素畜ロット番号（耳刻番号）を確認することで、出生の記録まで遡ることができます。

育成舎 移動記録				
農場名：〇〇〇農場				
育成舎：2A				
導入日：2015年5月20日				
分娩日	耳刻番号	品種	頭数	備考
15.4.16	1522	LW	8	
15.4.16	1530	LW	5	
15.4.16	1531	LW	7	
15.4.18	1545	LW	10	
15.4.18	1552	LW	9	
⋮	⋮	⋮	⋮	
合計			80	

肥育舎 移動記録				
農場名：〇〇〇農場				
育成舎No.	肥育舎No.	受入日	出荷予定日	
2A	10	15.7.10	15.10.10	
2B		15.7.10	15.10.10	
3B		15.7.10	15.10.10	
3A		15.7.15	15.10.15	
3C	12	15.7.15	15.10.15	
5B		15.7.15	15.10.15	
⋮	⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	⋮	

6.4 飼育ロットと生産物ロットの対応づけ (内部トレーサビリティ2)

【該当業種＝酪農業、養鶏業（鶏卵）】



飼育ロットと、その飼育ロットから産出された生産物ロット（生乳や鶏卵）との対応関係がわかるように記録します。

（1）合理的な対応づけの方法の検討

飼育ロットと生産物ロットを対応づける方法を、検討します。

最も簡単な対応づけは、次のようなものです。

- 生産物ロット：「同一日に収集した、同一品種の生産物」と定義
- 対応づけ：生産物ロット番号と、それを産出した飼育ロット番号（1つまたは複数）を対応づけます。

食品安全上のリスクへの対応などのために、収集にあたって別の飼育ロットからの生産物を統合したくない場合には、飼育ロットごとに生産物を収集しましょう。この場合は、1つの飼育ロットと生産物ロットを対応づけます。

以上のこと考慮して、みずからにとって合理的な対応づけの方法を決めましょう。

（2）記録様式の決定

上記で検討した対応づけの方法にもとづき、飼育ロットと生産物ロットの対応関係がわかる記録様式を決定します。

生産物の収集に関する「作業記録」を使用する場合

生産物ロットごとに1枚作成し、以下の項目を記録できるようにします。

- ・生産物ロット番号
- ・元となった飼育ロット番号、収集日、数量

「飼育管理の記録」を使用する場合

飼育ロットごとに1枚作成し、以下の項目を記録できるようにします。

- ・飼育ロット番号
- ・そこから収集した生産物ロット番号、収集日、数量

**牛の場合
(酪農業)**

- ・酪農業では、「生乳生産管理チェックシート」を活用するとよいでしょう。『衛生管理チェックシート』の備考欄を活用し、搾乳頭数や乳量などを記録するとともに、『動物用医薬品等の投与記録』、『乾乳軟膏の使用記録』に記載された「治療牛コード/号」、「出荷日」(生乳の出荷を再開した日)を照合することで、搾乳牛の個体識別番号と生産物ロットを対応づけることができます。

ステップ3

(3) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

**One Point!****【廃棄の記録】**

生産物を廃棄するときにも、いつ(日付)、何を(品名、わかる場合にはロット番号)、どれだけ(数量)廃棄したかわかるよう、記録を残しましょう。

6.5 ロットと出荷先の対応づけ

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



- A（飼育した動物（生体）を出荷する場合）：飼育ロットと出荷先との対応づけ
- B（飼育した動物の生産物を収集し出荷する場合）：生産物ロットと出荷先との対応づけ

ロットと出荷先の対応関係がわかる記録様式を作ります。

（1）ロットと出荷先を対応づける記録様式を決定

出荷する際に、「出荷の記録」にロットが対応づけられる記録様式を決定し、記録します。

記録の様式としては、ステップ1で定めた「出荷の記録」（出荷伝票や納品書の控え等）に、ロット番号を記載するのが1つの方法です。

生産物の出荷先が特定の1ヵ所しかない場合には、すべての生産物ロットがそこに出荷されるので、6.5では新たな取組みは不要です。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p21, 22（様式③－6, ③－7）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

ステップ3

例：養豚業における、肉豚の出荷記録

出荷明細書					
出荷先名 ○○○○○ △△センター					
出荷日	2015年10月13日				
農場名	○○農場				
運送会社名	△△運送株式会社				
車No.	954	運転者	○○		
品種	数量	と畜日	病歴/薬品使用状況	摘要	ロット番号
LWD	36	2015年10月14日	なし		A0824-1
上記のとおり、出荷します。					

（2）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

7 記録の保存・伝達

7.1 記録の保存



【内容】 記録を整理して合理的な期間保存し、ただちに取り出せるようにしておく。

【効果】

- 問題発生時に、問題のある畜産物、飼料・医薬品の入荷先、畜産物の出荷先、事業者内部の移動を迅速に調べ、対応できる。規制機関（政府や地方自治体など行政機関）や取引先などに対して報告できる。

【取組内容】

(1) 保存方法の決定

記録の保存方法を決めます。伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、入力されたデータを電子媒体で保存するなどの方法があります。

問題が生じた際に、ただちに取り出せるよう、整理をしておきましょう。日付順や入荷先・出荷先ごとに保存しておくなどの工夫が必要でしょう。

(2) 保存期間の設定

記録は、取り扱った畜産物（生体、生産物）の流通・利用実態を考慮して合理的な期間を設定し、保存しましょう。

出荷先やその先で冷凍品や加工食品の原料となる可能性がある場合には、それを考慮して、記録の保存期間を設定しましょう。

食肉や生産物またはその処理・加工した食品を食べた消費者に健康影響が生じた時期や、表示に関する疑惑が生じた時期に、追跡・遡及に対応できるよう、保存しておくことが重要です。

なお、法令では、次の表のように保存期間が定められていますので、保存期間を設定する際の参考としてください。

表 法令にもとづく記録の保存期間

法令等	対象	保存期間
食品衛生法第3条第2項にもとづく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針	食品等事業者それぞれの、仕入れ元・出荷・販売先等に係る記録、殺菌温度や保管時の温度等の製造・加工・保管等の状態の記録	<p>事業者が取扱う食品等の流通実態(消費期限または賞味期限)に応じて合理的な期間を設定する。</p> <p>多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産段階:販売後1～3年間 ・製造、加工段階:販売後1～3年間 ・流通段階:販売後1～3年間 ・販売段階:販売後1～3か月
法人税法施行規則第59条、第67条(法人) 所得税法施行規則第63条、第102条、第103条(青色申告者、白色申告者)	取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し	法人は7年間、青色申告者と白色申告者は5年間
「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の別表第1の1(3)カ	法規制の対象となる家畜(牛、めん羊、山羊、鹿、豚、鶏など)や養殖水産動物への飼料一般の使用に係る記録	帳簿の保存期間の目安は、ブロイラーは2年間、採卵鶏は5年間、豚は2年間、牛は8年間
「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」の第4条	別表第一から別表第二までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物へ使用した際の記録	獣医師が動物用医薬品を使用した場合、診療簿に記載することで代えることが可能となっており、診療簿の保存期間を目安とし、牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊は8年間、その他の動物は3年間(獣医師法施行規則第11条の2)

【巻末資料】畜産業の関連事業におけるトレーサビリティのステップと取組要素

畜産業の関連事業では、その業種の特徴に応じたトレーサビリティの取組みが進められています。業種ごとの一般的な工程の流れに沿って、各ステップの取組内容を以下にまとめました。トレーサビリティに係る取組状況の確認や見直しをする際などにお役立てください。

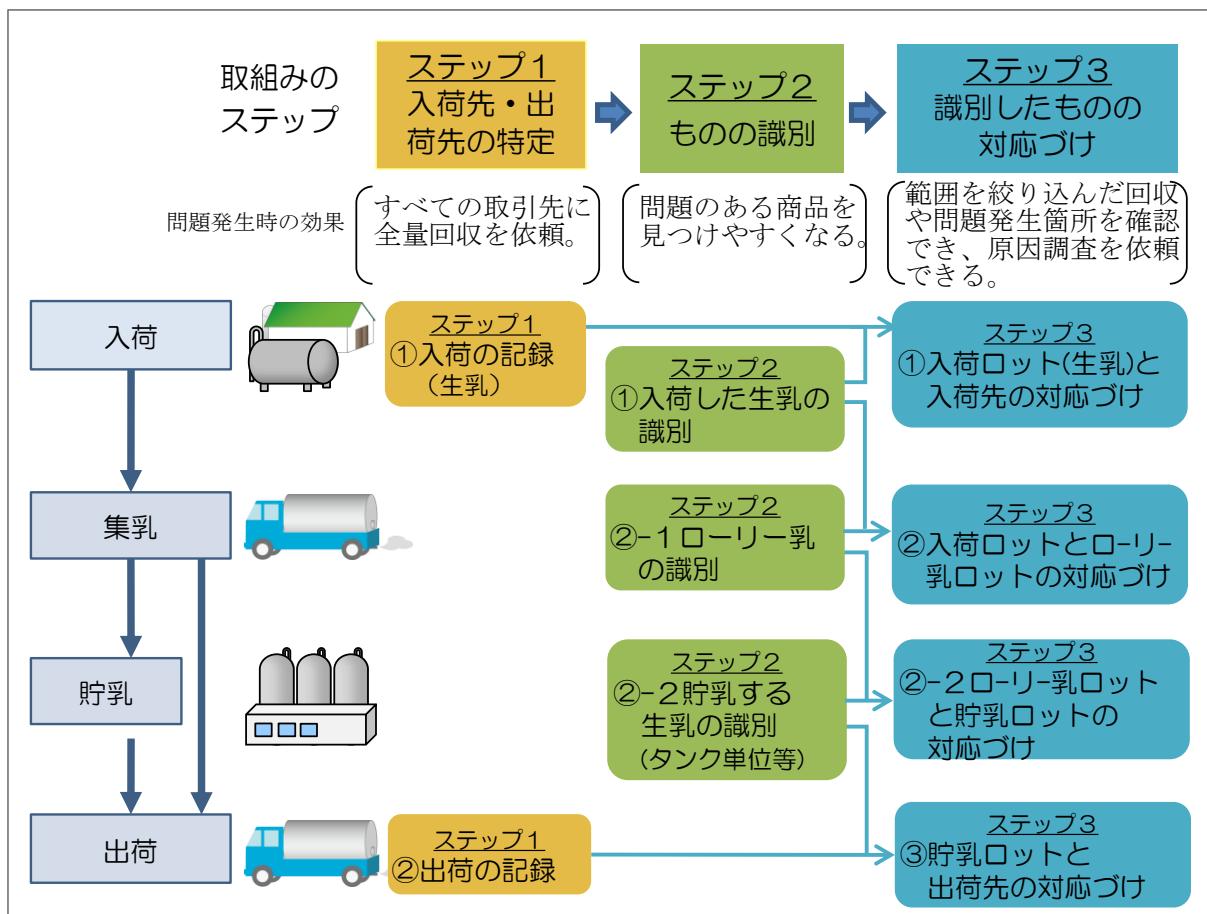
(1) 集送乳業

集送乳業者は、集乳車を使って、エリア内の農場を回って集乳します。集乳車1台で複数の酪農家を回るために、集乳した各酪農家の生乳は集乳車のタンク内で合乳されます（以下、ローリー乳）。

集乳車は拠点となるクラーステーションや乳業工場へローリー乳を運び、搬入前に受け入れ検査を受けます。検査結果に問題がなければ、クラーステーションや乳業工場に設置されたストレージタンクに搬入します。なお、クラーステーションでは、集乳エリア内から集乳したローリー乳を冷却、貯乳し、乳業メーカー等へ出荷（送乳）します。

集送乳業にとってのトレーサビリティの取組みのステップと取組要素は図2のとおりです。

図2 集送乳業の工程における取組みのステップと取組要素



ステップ1 入荷先・出荷先の特定

入荷先（酪農家）のバルククーラーから集乳後、生産者名または番号、集乳日、集乳量、温度などを記載した集乳伝票を入荷先へ渡します。集送乳業者は、その控えや路線伝票、集乳車単位の受乳記録を「入荷の記録」として保管することで、入荷先を特定することができます。

出荷先については、出荷先へ渡す送乳伝票の控えを保管することで、出荷先を特定することができます。

ステップ2 ものの識別

集送乳業者が集乳する生乳は、酪農家が搾乳してバルククーラーに貯蔵されています。多く場合、酪農家に1台のバルククーラーがあり、特に表示はされていませんが、複数ある場合は、番号等の表示で識別される場合もあります。

集乳車が、集乳する酪農家と順番は集乳コースとして決まっている場合がほとんどです。コースに含まれる酪農家から集乳した生乳は、集乳車のタンクで合乳されます。集乳したローリー乳は、集乳日、集乳コース、車番等で識別されます。

集乳車から、クーラーステーションや乳業工場等のストレージタンクに搬入・貯乳された生乳は、ストレージタンク番号で識別されます。

ステップ3 識別したものの対応づけ

酪農家のバルククーラーから、集乳車に移ったときに、集乳コース内の他の酪農家の生乳と合乳されます。

入荷ロットとローリー乳ロットは、集乳伝票の控えや路線伝票、集乳車単位の受乳記録に、入荷先名と、集乳コース、車番、集乳担当者名等の集乳車を特定できる内容が記載された記録があれば、対応づけが可能です。

ローリー乳ロットと貯乳ロットの対応づけは、どの集乳日、集乳車（車番）、集乳コースのローリー乳がどのストレージタンクへ貯乳されたか、受乳に関する記録によって対応づけが行われています。

貯乳ロットと出荷先の対応づけは、どのストレージタンクの貯乳ロットを、どれくらい、どの出荷先へ送乳したか、送乳に関する記録によって対応づけが可能です。クーラーステーションが発行する送乳伝票に、貯乳ロット番号を記載することで対応関係を把握することができます

(2)と畜・解体業

肉用牛や肉豚、食肉用として出荷された廃牛や繁殖活動を終えた母豚や種豚は、食肉センター や食肉卸売市場などのと畜場でと畜・解体が行われます。1日に複数の農場から生体（肉用牛や肉豚等）が搬入され、と畜・解体後、枝肉の状態で冷却、保管され、枝肉のまま出荷される場合と、部分肉に加工されて出荷される場合があります。

と畜・解体業にとってのトレーサビリティの取組みのステップと取組要素は図3（枝肉出荷）、図4（部分肉出荷）のとおりです。

図3 と畜・解体業（枝肉で出荷する場合）の工程における取組みのステップと取組要素

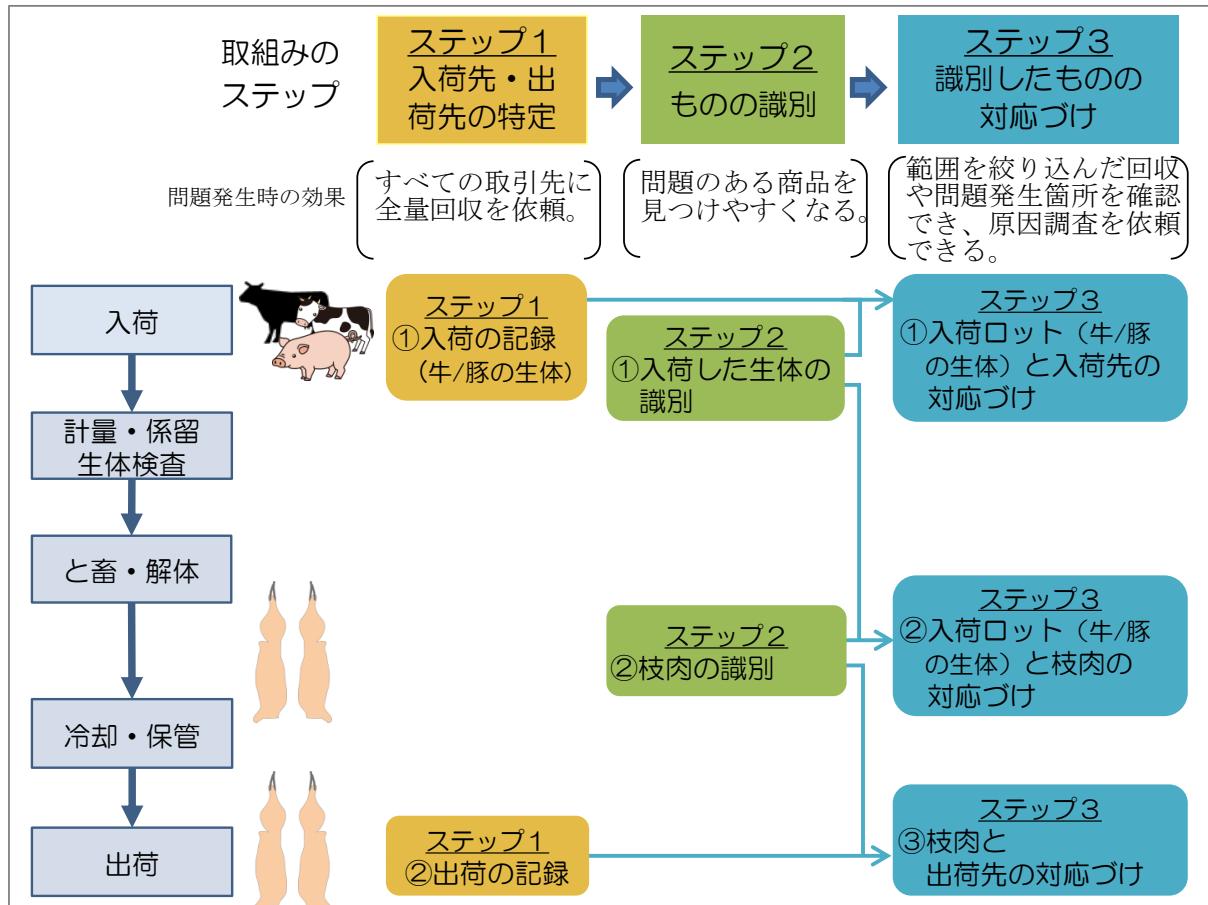
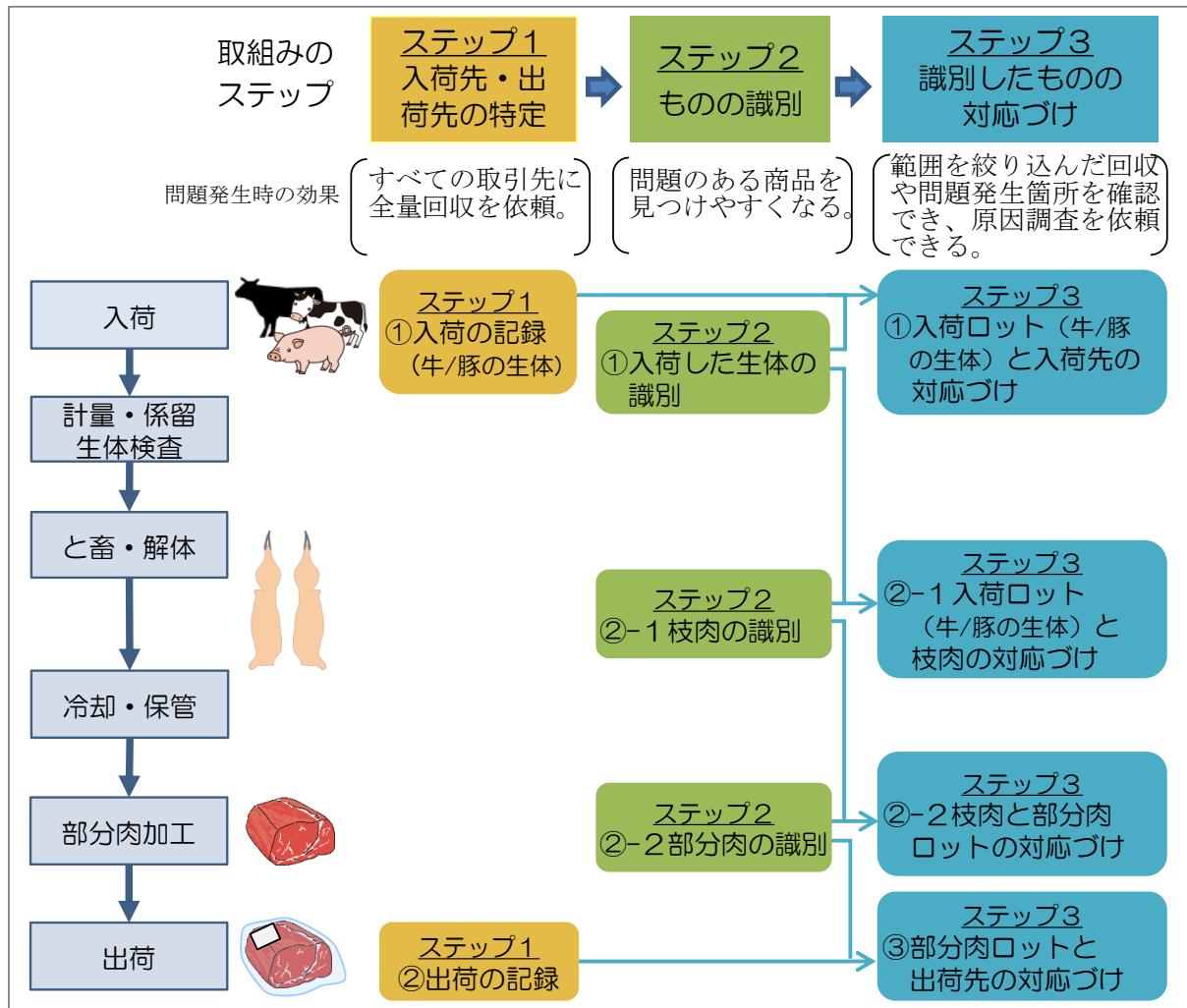


図4 と畜・解体業（と畜場にカット工場が併設され、部分肉加工後、出荷する場合）の工程における取組みのステップと取組要素



ステップ1 入荷先・出荷先の特定

入荷先から、搬入伝票や出荷報告書等の伝票を受け取り、保管することで入荷先を特定することができます。

牛の場合、牛トレーサビリティ法で定められているとおり、荷受業者は譲受等の届出をします。

出荷先についても、納品書等の伝票控えを保管することで、出荷先を特定することができます。

牛については、「国産牛トレーサビリティ導入手引書」のと畜場編及び部分肉加工場編をご覧ください。

豚については、「豚肉トレーサビリティシステム導入の手引き」の6-2と畜段階、(4)と畜段階における情報の記録・保管(p26~28)をご覧ください。

ステップ2 ものの識別

肉用牛や肉豚等は、と畜前に搬入、係留されます。係留所には区画ごとに番号が振られており、入荷ロットは識別されます。

搬入された肉用牛や肉豚等はと畜順が決められます。牛は個体ごと、豚は農場単位等で順番が決まり、対応した枝肉番号が1頭ごとに振られます。

詳しくは「豚肉トレーサビリティシステム導入の手引き」6-2と畜段階、(2)と畜段階におけるロットの形成(p24)をご覧ください。

と畜後、枝肉番号を記載したタグを取り付ける、枝肉番号ラベルをあらかじめ懸垂用のフックに取り付けておくなど、枝肉ごとに番号を表示して識別します。

牛の場合は、枝肉番号とともに個体識別番号やバーコードが表示されたラベルを貼付するか、個体識別番号と枝肉番号の対応を一覧表にまとめておくことにより、枝肉番号と個体識別番号の対応関係がわかるようにしています。豚の場合、入荷ロットと枝肉番号の内訳をまとめて対応関係を把握しています。

と畜場にカット工場が併設され手いる場合、枝肉を分割、成形し部分肉の加工を行います。1日に複数の部分肉ロットを加工する場合、ロットの切り替え時には、前のロットと後のロットの間隔を空ける、加工ラインに仕切棒や札を置いて流す、音楽を流すことなどを行い、分別管理しています。部分肉の包装に、品名、部位名、事業者名、賞味期限などが表示されたラベルが貼付され、識別されます。

牛の場合は、部分肉または包装に個体識別番号を貼付する、ロット番号を表示し個体識別番号と照合できるようにして識別します。

内臓や骨など副生物は、同一日にと畜・処理を行った生体から産出されたものを1つのロットとするなど、ロットを定めて、品名、賞味期限等で識別しています。

ステップ3 識別したものとの対応づけ

入荷ロットと入荷先の対応づけは、入荷先から受け取る搬入伝票や出荷報告書等の「入荷の記録」に係留区画の番号を記入する、係留区画を表した図に入荷ロット番号を記入することなどで対応づけが可能です。

牛の場合は、譲受等の届出のデータを活用することもできます。

入荷ロットと枝肉の対応づけは、「入荷の記録」に枝肉番号を記入したものや、入荷先、係留区画番号と枝肉番号の対応表などで対応関係を把握することができます。

入荷ロットと内臓や骨など副生物との対応づけは、と畜・処理した1日分の入荷ロットと副生物のロットが対応づけられています。

枝肉と部分肉ロットの対応づけは、枝肉の搬入指示書や部分肉の製造指示書、製造日報などに、部分肉ロットごとに、部分肉加工に仕向けた枝肉番号や個体識別番号が記入されており、対応関係を把握することができます。

枝肉や部分肉ロットと出荷先の対応づけは、出荷伝票や出庫管理表等に枝肉番号や部分肉ロット番号を記載することで、対応関係を把握することができます。

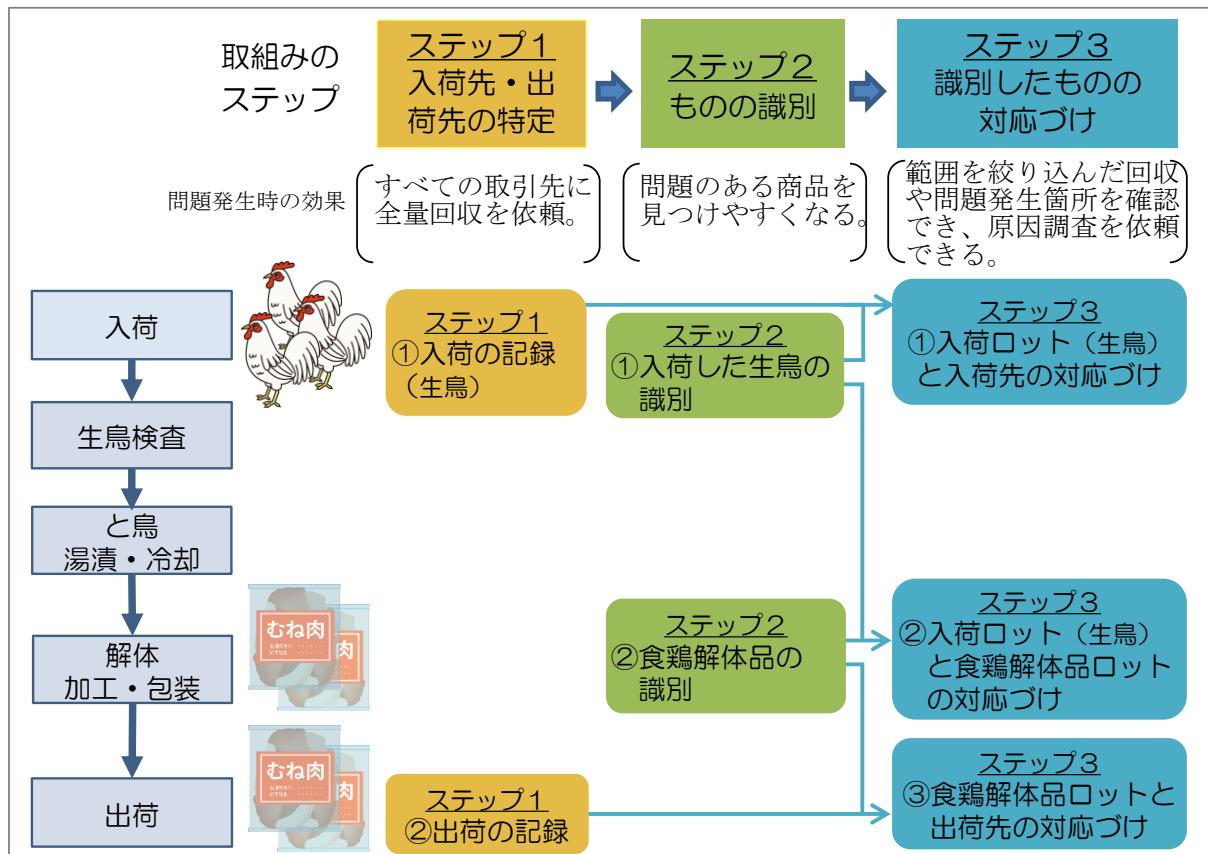
牛肉の場合、個体識別台帳に記載されている牛から得られた枝肉や部分肉を出荷する場合、容器包装や送り状に個体識別番号を表示し伝達する必要があります。一部の業務用牛肉で、部分肉や部分肉の包装に個体識別番号を表示せず、送り状に記載する場合は、照合できる記録を作成・保存します。

(3) 食鳥処理業

食鳥処理業者は、1日に1つまたは複数の農場から生鳥を入荷し、と鳥・冷却、解体し、食鶏解体品として加工・包装を行い、出荷します。

食鳥処理業にとってのトレーサビリティの取組みのステップと取組要素は図5のとおりです。

図5 食鳥処理業の工程における取組みのステップと取組要素



ステップ1 入荷先・出荷先の特定

入荷先から、出荷明細書等の伝票を受け取り、保管することで入荷先を特定することができます。

出荷先についても、納品書等の伝票控えを保管することで、出荷先を特定することができます。

なお、食鳥、とくにブロイラーの生産、処理、鶏肉の加工・流通においては、一貫して経営されていることが多い、その場合、食鳥処理場の入荷先・出荷先はともに、自社やグループ会社の事業所となります。

詳しくは「鶏肉トレーサビリティシステム導入の手引き」の6-2 食鳥処理場、(4) 食鳥処理場における情報の記録・保管(p27~29)をご覧ください。

ステップ2 ものの識別

食鳥処理業者は、生鳥を入荷し、同一入荷日、同一品種・鶏種、同一農場または鶏舎で入荷ロットを定義し、生鳥が入

詳しくは「鶏肉トレーサビリティシステム導入の手引き」6-2 食鳥処理場、(2) 食鳥処理場におけるロットの形成(p23~25)をご覧ください。

っているカゴに表示する等して識別しています。

同一日に入荷した生鳥をと鳥後、冷却、大捌し（おおばらし）をして、部位ごとに食鶏解体品として加工・包装を行います。食鶏解体品ロットは、同一品種・鶏種、同一加工日、同一部位のものを1つのロットとします。農場単位の入荷ロットごと、または同一日にと鳥処理したすべての入荷ロットから、1つの食鶏解体品ロットを形成しています。

内臓等の副生物については、同一日にと鳥処理をしたすべての入荷ロットから1つの副生物ロットを形成するなど定義して識別しています。

食鶏解体品や副生物の包装やケースに、品名（品種・銘柄）、部位名、賞味期限などを表示して、それらを組み合わせることで識別することができます。

【取組みのポイント】

食鳥処理場の設備や稼働効率を勘案し、食鶏解体品ロットを定義することが重要です。農場単位等、入荷ロットごとに食鶏解体品ロットを作る場合は、と鳥、中抜き後の冷却、解体処理においてロット間で作業間隔を空ける、マークを付けるなど分別管理を行う工夫が必要です。

ステップ3 識別したものの対応づけ

入荷ロット（生鳥）と入荷先の対応づけは、農場から渡される出荷明細書の保管や、食鳥処理業者が作成する生鳥入荷表、受入台帳などの「入荷の記録」へ入荷ロット番号（または農場名や鶏舎番号等）を記入することで、対応関係を把握することができるです。

次に、食鶏解体品を作る際は、作業効率や製品の仕様に応じて、1つまたは複数の入荷ロットから、どのような食鶏解体品を作るか検討し、加工・包装する際、加工指示書等に入荷ロットと食鶏解体品ロットの対応づけが分かるよう記録することで、対応関係を把握することができます。内臓等の副生物については、同一日に受け入れた複数の入荷ロットから、内臓等の種類ごとに1つのロットを作れば、対応関係が把握できます。

食鶏解体品ロットと出荷先の対応づけは、納品伝票や出荷管理台帳等に食鶏解体品ロットの識別記号を記載するか、簡便法として、賞味期限または消費期限を記載することでも対応関係が把握できます。

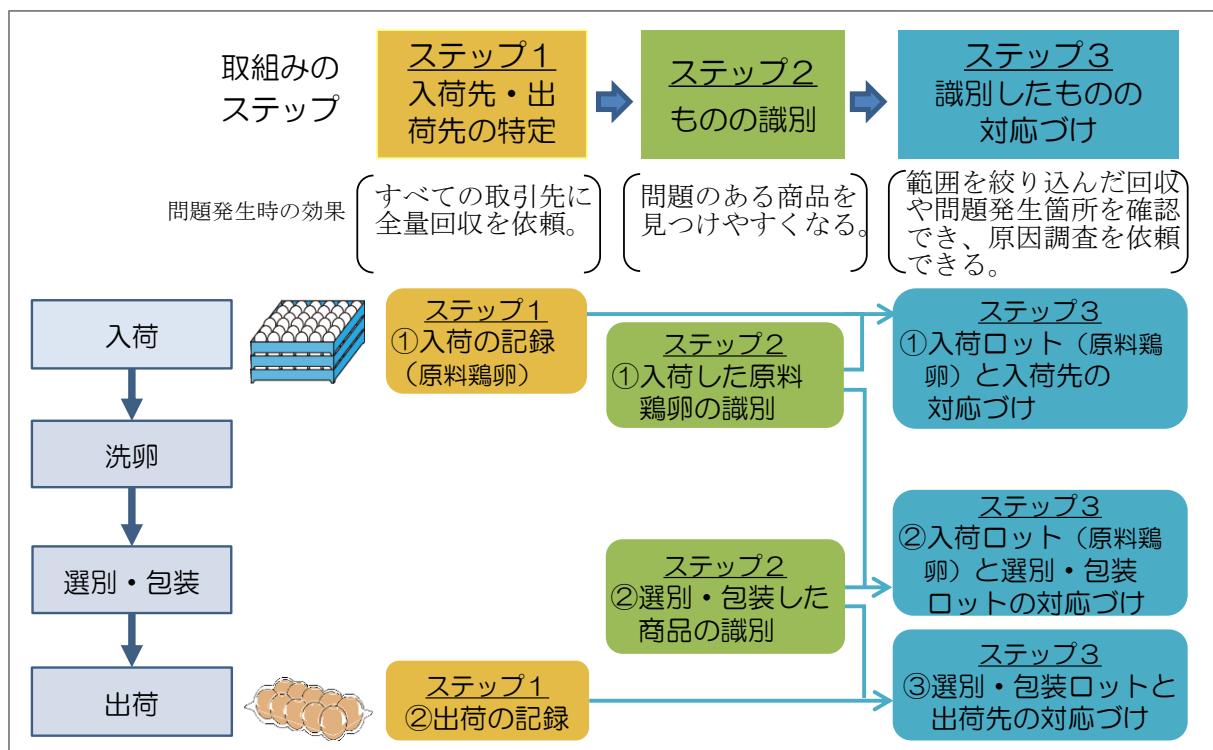
(4) 鶏卵選別包装業

養鶏業（鶏卵）の生産農場で集卵された原料鶏卵を入荷します。入荷した原料鶏卵は洗卵され、様々な検査を行った後、鶏卵の取引規格にもとづき選別（グレーディング）、包装（パッキング）をして出荷されます。生産者自身が鶏卵選別包装業務をインライン化して、養鶏・集卵から選別・包装まで一貫して行っている場合もあります。

消費者向けのパック鶏卵の他に、卵殻にヒビが入っているものや汚れがあるものなどは選別され、加熱加工用の鶏卵としてまとめられ、業務用向けに出荷されます。

鶏卵選別包装業にとってのトレーサビリティの取組みのステップと取組要素は図6のとおりです。

図6 鶏卵選別包装業の工程における取組みのステップと取組要素



ステップ1 入荷先・出荷先の特定

入荷先から、出荷伝票等を受け取り、保管することで入荷先を特定することができます。鶏卵選別包装業者（以下、GPセンター）の入荷先は、ほぼ固定されており、入荷先を特定することができます。

出荷先についても、納品書等の伝票控えを保管することで、出荷先を特定することができます。

ステップ2 ものの識別

GPセンターでは、1つまたは複数の農場から原料鶏卵を入荷し、同一採卵日、同一品種、同一農場のものを入荷ロットとして定義し、原料鶏卵が納められたラックや

コンテナ等に、農場名やコード、採卵日、品種を組み合わせた識別記号を札やボードなどに表示して識別しています。

原料鶏卵を選別・包装した商品は、同一包装日、同一品種、賞味期限日のものを選別・包装ロットとして定義し、1パックごとにGPセンター名、品名、賞味期限を印字したラベルの挿入や貼付、または鶏卵へのシール貼付を行って表示しています。

【取組みのポイント】

加熱加工用の業務向け鶏卵については、選別・包装ラインから外れたものを集めてロットを形成しています。複数の包装日の鶏卵が統合されることがあります。加熱加工用鶏卵ロットにも選別日か包装日を表示し、製造日報に記録することで、加熱加工用鶏卵ロットに含まれる入荷ロットを特定することにつながります。

ステップ3 識別したものの対応づけ

入荷ロット（原料鶏卵）と入荷先の対応づけは、農場から渡される出荷伝票などの「入荷の記録」に、農場名やコード、入荷日、品種名などを組み合わせた入荷ロット番号を記載することで、対応関係を把握することができます。

次に、原料鶏卵は入荷ロットごとにラインへ投入され、洗卵、検査、選別後、重量別など製品仕様に応じてパックに詰められ、包装されます。製造指示書や製造日報に、入荷ロットと選別・包装ロットを対応づけて記録することで対応関係を把握することができます。

選別・包装ロットと出荷先の対応づけは、出荷指示書等へ出荷先ごとに選別・包装ロット記号を記録していれば、対応関係を把握できます。簡便法として、賞味期限を記載することでも対応関係がわかります。

**農林水産省「平成27年度食品トレーサビリティ促進委託事業」
検討会委員**

有井 雅幸	東京デリカフーズ株式会社 執行役員 経営企画室長
池田 正彦	兵庫県 健康福祉部健康局 参事 兼 生活衛生課長・消費生活課参事
臼井 稔	全国農業協同組合中央会 営農・経済改革推進部 営農・経済改革推進課長
江口 法生	一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 事務局長
沓澤 宏紀	食肉流通標準化システム協議会 会長
古川 英子	一般財団法人 消費科学センター 理事
杉浦 健吾	東京青果株式会社 営業本部営業情報管理課 課長補佐
手塚 義博	一般社団法人 大日本水産会 国際・輸出促進部長
中村 啓一	公益財団法人 食の安全・安心財団 理事・事務局長
◎新山 陽子	京都大学大学院 農学研究科 教授
矢坂 雅充	東京大学大学院 経済学研究科 准教授

(◎は座長。所属・役職は発行時。五十音順)

畜産業分科会委員

大島 照明	一般社団法人 日本食鳥協会 専務理事
久木田 春一	鹿児島県経済農業協同組合連合会 養豚事業部 部長
沓澤 宏紀	食肉流通標準化システム協議会 会長
齋藤 淳	一般社団法人 中央酪農会議 業務部 次長
馬場 昭人	一般社団法人 日本卵業協会 会長
◎矢坂 雅充	東京大学大学院 経済学研究科 准教授

(◎は座長。所属・役職は発行時。五十音順)

平成27年度食品トレーサビリティ促進委託事業
食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」各論 畜産業編

平成 28 年 3 月 発行

問い合わせ先：

農林水産省 消費・安全局 消費者行政課

TEL : 03-3502-5716 FAX : 03-6744-1974

Web サイト : <http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html#1>

地方農政局など

北海道農政事務所 消費生活課	TEL : 011-330-8813
東北農政局 消費生活課	TEL : 022-221-6095
関東農政局 消費生活課	TEL : 048-740-0357
北陸農政局 消費生活課	TEL : 076-232-4227
東海農政局 消費生活課	TEL : 052-223-4651
近畿農政局 消費生活課	TEL : 075-414-9771
中国四国農政局 消費生活課	TEL : 086-224-9428
九州農政局 消費生活課	TEL : 096-211-9121
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	TEL : 098-866-1672